

【51用語】

制裁（せいさい）…法を背いた者へ罰を加えること、罰、仕置き

自然（しぜん・じねん）…そのうち、やがて

便宜（べんぎ）…間に合わせな処理、適宜の処置

訓令（くんれい）…上級官庁が下級官庁に対し、法令の解釈や事務の方針等
に關して下す命令

次第（しだい）…経過、なりゆき、事情

照会（しょうかい）…問い合わせ

【51解説】

政府は明治四年（一八七二）旧来の酒株と酒造統制を廃止し、新たに免許料・免許税・醸造税を徴収した。さらに同八年の酒類税則を経て、同十三年には酒造税則を制定し、酒造免許税を賦課するとともに酒類を三類に分けて酒類造石税を徴収することにした。その後、増税計画の一環として明治二十九年新たに酒造税法を制定し、酒造免許税を營業税に吸収する一方で、造石税を第一・二・三種に区分して長く基本原則とした。

本文書は、右の酒造税法とともに制定された自家用酒造法が明治三十一年廃止されたことを受け、東京稅務管理局が県知事古莊嘉門（ふるしようかもん）にあてた、酒類の密造防止の周知徹底とその取締りに關する訓令である。